

令和4年度 学校環境衛生優良校実地審査を終えて

令和5年1月22日
岐阜県薬剤師会学校薬剤師部会
山田雅英

1

岐阜県学校環境衛生優良校審査の流れ

<優良校審査>

⇒**書類審査**・・・岐阜県学校保健会が実施する学校環境衛生活動WEB調査(前年度の活動実績)結果を使用して候補校を選定

選択式設問:自動集計、各学校へもフィードバック
記述式設問:学校薬剤師部会本部幹事が上位校につき採点

⇒**実地審査**・・・候補校を審査員が訪問し、記録類や活動状況を確認

2

実地審査

・記録類の確認

学校保健安全委員会の記録、学校薬剤師の執務記録、定期検査記録、日常点検記録、飲料水の記録、プールの記録、給食の記録、薬品類の点検記録

・施設の現場確認

保健室、理科準備室での薬品類の管理状況、普通教室での照度や換気の状況

3

令和4年度 岐阜県学校環境衛生優良校審査

- 令和2年度及び3年度は、**新型コロナウイルス感染防止**のため、実地審査は行わず、一律「優良表彰校」として表彰したが、令和4年度は、実地審査の効率的な実施に心がけ、記録類を事前に提出していただくことで学校にも協力いただき、例年通りの現地審査を実施した。

4

令和4年度 岐阜県学校環境衛生表彰校

幼稚園	優良園	本巣市立 神海幼稚園	中規模 小学校	優良校	岐阜市立 華陽小学校
	優良園	本巣市立 本巣幼稚園		準優良校	岐阜市立 三輪北小学校
	優良園	岐阜市立 加納幼稚園		準優良校	岐阜市立 岐阜小学校
大規模 小学校	優良校	岐阜市立 長良東小学校		準優良校	岐阜市立 徹明さくら小学校
	準優良校	土岐市立 土岐津小学校		準優良校	岐阜市立 岩小学校
	準優良校	岐阜市立 七郷小学校		準優良校	北方町立 北方西小学校
	努力校	岐阜市立 三輪南小学校		準優良校	岐阜市立 早田小学校
				努力校	本巣市立 弾正小学校

5

令和4年度 岐阜県学校環境衛生優良表彰校

小規模 小学校	優良校	岐阜市立 方県小学校	中学校 ・ 義務教育 学校	優良校	岐阜市立 東長良中学校
	優良校	山県市立 伊自良北小学校		優良校	学校法人富田学園 岐阜東中学校
	優良校	山県市立 梅原小学校		優良校	北方町立 北方中学校
高等学 校・ 特別支 援学校	優良校	岐阜県立 長良高等学校		準優良校	岐阜市立 青山中学校
	優良校	岐阜県立 岐阜北高等学校		準優良校	土岐市立 土岐津中学校
高等専 門学校	準優良校	学校法人富田学園 岐阜東高等学校		努力校	学校法人聖徳学園 岐阜聖徳学園大学附属中学校
	準優良校	岐阜県立 岐阜城北高等学校		努力校	岐阜市立 陽南中学校
	準優良校	学校法人富田学園 富田高等学校			

6

令和4年度 岐阜県学校環境衛生特選校

- 特選校・優良校に3年連続選ばれると、次年度から3年間特選校として優良校審査を免除
- ↓
- 令和2年度より特選校は10年間優良校審査を免除し継続。
 - 特選校は、学校環境衛生WEB調査の必須項目において95%以上(285点満点中271点以上)が必要。

特選校

本巣市立	糸貫東幼稚園	特選園	4年目
瑞穂市立	生津小学校	特選校	4年目
岐阜市立	長森西小学校	特選校	3年目
瑞穂市立	南小学校	特選校	3年目
岐阜県立	岐阜高等学校	特選校	4年目

令和5年度から特選校

岐阜市立	方県小学校
北方町立	北方中学校
岐阜県立	岐阜北高等学校

7

学校独自の取り組みとして評価できる事例(全般)

<学校保健安全委員会>

・3回対面で実施、うち1回はPTAから三師への質問。気軽にいろいろな質問がPTAから出て、雰囲気がよく、学校保健、学校環境衛生に深い関心。

<薬物乱用防止教育>

・薬物乱用防止講座を2週に渡って実施。学校薬剤師による基礎知識、保護司による講話、ロールプレイなど、理解が深まるように工夫。

<薬の教育>

・学校薬剤師による保健教育として、小学校4年生を対象に実験を交えて、薬の正しい使い方の授業を実施。

8

学校独自の取り組みとして評価できる事例(全般)

<学校保健計画>

・学校保健計画で、複数回ある定期検査には番号をつけ、わかりやすく記載。

<執務記録>

・執務記録に「学校保健会資料配布」、年度末には「次年度の計画について話し合い」等と記載し、活動を明確化。

・執務記録簿が、1回1枚の独自の様式で、定期検査結果等も書き込み。執務記録で活動状況が一目でわかるものを工夫して作成。

<その他>

・学校薬剤師が生徒と一緒に給食を摂るなど、生徒に寄り添い活動。

・毎年、環境衛生活動の意識向上と啓発を目的に動画を作成。前年より進化してわかりやすいものを配信。

9

学校独自の取り組みとして評価できる事例 (教室等の環境)

<換気>

・小学校では、トイレトペーパーの芯を欄間に置き、常時換気の工夫。幼稚園では講堂窓にプラスポンジをかませ、常時換気と園児の指はさみ防止の工夫。

・窓の開閉位置やサーキュレーターの適正配置を検証。時期にあった効率的な換気ができるよう換気条件、ルールを設定し実践。

・各教室にCO₂モニターを設置、CO₂濃度の「見える化」を実施。廊下に大型扇風機、教室にはサーキュレーターを設置。空気の流れを作り換気を実施。生徒たちが蚊取り線香を使い空気の流れの確認実験、換気ルールを推奨。

・各教室にCO₂モニターを設置、1,000ppmにアラームを設定、アラームが鳴ったら、生徒が窓開け実施。

・サーキュレーターとCO₂モニターの設置により換気について調査、校内放送を通じて全校生徒に効率の良い換気ルール、換気の必要性等を伝え意識向上。

10

学校独自の取り組みとして評価できる事例 (プール、飲料水の衛生管理)

<プール>

・プール再開で、更衣室を複数用意。使用するコースを限定し感染防止。

<飲料水>

・学校薬剤師が、前期、後期の2回、児童に飲料水検査方法を指導。

・給排水系統図の作成にあたり、止水栓の開閉を行い、実際の配管経路を確認。

・前回の優良校審査の指導を受け、給排水系統図を見直し。配管経路の色分け実施。理解しやすい。

11

学校独自の取り組みとして評価できる事例 (施設・設備、学校の清潔)

<施設・設備>

・黒板の定期検査結果を基に、黒板の張替えを行った。

<雨水排水>

・雨天時にグラウンドの排水、側溝の土砂によるつまりに注意して点検を実施。

12

指導・助言が必要な事例(管理)

<学校保健計画>

- ・定期検査の項目漏れがないよう計画を策定。

<学校保健安全委員会>

- ・開催された学校保健安全委員会の議事録を残すことが望ましい。

<実地審査の対応>

- ・実地審査において学校薬剤師が不在のため、確認できない箇所があった。活動状況を共有しておく必要がある。

13

指導・助言が必要な事例(教室等の環境)

<換気>

- ・換気の検査で、外気のCO₂濃度が400ppm以下。**機器校正**で機器精度の確認必要。
- ・検知管を利用した測定のコIは、0ppmと表示せず1ppm未満と表示。(測定下限値は検知管により確認する)
- ・換気を優先し、教室の温度が基準外。両方バランスがとれるよう窓開けの仕方を調整。

<定期検査>

- ・記載の必要な事項が空白のままになっている。⇒**記載例を参照**
- ・タブレット使用時の照度測定の記録で机上の照度が空白。普通教室の照度と同時に測定していたが、記録としては両方に記載するか、他に記載している旨を書き添えるのがよい。
- ・ホルムアルデヒド及びダニまたはダニアレルゲンの検査月が11月であった。適切な検査時期に検査を実施する。

14

指導・助言が必要な事例(飲料水の管理)

<定期検査>

- ・施設設備の検査記録において、給水方式で**小規模貯水槽水道**とすべきところを誤って**簡易専用水道**と記載している。受水槽の有効容量を確認(10m³を超えると簡易専用水道に該当)し、正しく記載する。

<日常点検>

- ・**残留塩素測定器のセルの黒ずみ**が認められた。洗浄しても汚れが取れない場合、セルのみ新しいもの買い替えた方がよい。
- ・飲料水の日常点検で残留塩素濃度0.05mg/Lがあり、その後の対応について記載がなかった。対応について記載しておく必要がある。

15

指導・助言が必要な事例 (学校の清潔、理科薬品の管理)

<定期検査>

- ・排水は、**下水道**でなく**浄化槽**で処理している。「学校の清潔」で排水処理施設の点検を確認する必要がある。

<薬品類の管理>

- ・劇物でないエタノールの保管庫に**「医薬用外劇物」**の劇物表示されていたり、劇物表示の保管庫に劇物以外の薬品が保管している状況があった。冷蔵庫を含めて、劇物保管場所における必要な表示、保管方法について今一度確認の必要がある。
- ・理科室において冷所保管すべき薬品と一緒に飲料が保管されていた。**薬品の保管場所には、飲料は保管しないこと。**

16

岐阜県教育委員会のHP

最新版の様式がダウンロード出来ます。



換気及び保温等の記録 注意事項

定期に○

学校薬剤師と記入

空調設備の種類、稼働状況記入

R4.4 温度の基準は17~28℃が18~28℃へ改正

R4.4 一酸化炭素の基準は10ppm以下から6ppm以下へ改正

使用単位に○をつける

省略で測定していない場合は空欄にせず斜線を記入

窓、欄間、扉の開閉の程度を記入

エアコンや換気扇の位置、測定地点の記入

省略で測定していない場合は空欄にせず斜線を記入

使用した測定機器のメーカー、型式を記入

指導・助言欄は必ず学校薬剤師が記入

様式は最新版を使用

採光及び照明(教室)の記録 注意事項

常時点灯使用の場合、消灯時の測定は不要、その旨記載する。

下段の消灯時の測定は不要とする。

やや照度不足

照度比は0:1と記入

カーテンの使用状況記載

まぶしさの有無は必ずチェック、○つける。忘れがち

黒板の照度不足の評価

指導・助言欄の記入、黒板の照度不足についてコメントする

黒板灯が黒板の中央付近を照らしているかは確認しておく。

採光及び照明(タブレット使用時)の記録 注意事項

タブレット使用を想定しての測定、その旨記載する。

まぶしさの有無は必ずチェック、○つける。忘れがち

やや照度不足

タブレットの映り込みを確認し評価

垂直面照度はタブレットと机の角度について記載する。

グレア、映り込みを、調査し評価する。

黒板の照度不足の評価

指導・助言欄の記入

黒板の照度不足、タブレットの映り込みについての指導、助言を記載する。

カーテンの使用状況記載

垂直面の照度比は不要

騒音の記録 注意事項

第5章 騒音レベル測定及び臨時検査票

令和4年度 学校名 小学校

(定期) 騒音レベル 測定日時 令和4年6月23日(木) 実施 晴

(臨時) 測定場所 4年4組 教室 10時30分

調査者 職員 山田雅英

測定時に確認できる校内、校外の騒音源について記載する。

騒音環境 校内 無(児童の声) 校外 無(換気扇の音)

日常の学校生活より、騒音について聞き取りをする。
例えば、異音と思われる換気扇(室内)の音についても記載し指摘する。

等価騒音レベル (単位:1/10dB)

窓 窓側	45.0	窓を閉めている時
窓 廊下側	41.5	等価騒音レベルはLAeq 50dB以下であることが望ましい。
窓 窓側	49.5	窓を開けている時
窓 廊下側	47.2	等価騒音レベルはLAeq 55dB以下であることが望ましい。

指導助言事項 1階の窓も基準以下の音は聞こえる。

指導・助言欄の記入

省略基準を確認し、それ以下であれば環境に変化がなければ次回から測定を省略できる。

21

黒板面の色彩の記録 注意事項

第6章 教室等の備品の管理 黒板面の色彩

令和4年度 学校名 小学校

(定期) 教室等の備品の管理 測定日時 令和4年12月15日(木) 実施 晴

(臨時) 測定場所 1号館 教室 授業一

調査者 職員 山田雅英

色相、有彩色か無彩色かを記載

黒板面の色彩の明度と彩度
色相 109 (有彩色) 無彩色

指導・助言欄の記入
有彩色の黒板の明度、彩度ともに40未満である。適切な修繕がある。

黒板面は黒板拭きでチョークの粉を十分ふき取ってから、黒板用色票を使用して明度、彩度を読み取り、基準以下であれば合格

22

学校の清潔の記録 注意事項

第6章 学校の清潔定期及び臨時検査票

令和4年度 学校名 小学校

(定期) 学校の清潔 調査者 職員 山田雅英

大掃除は、2期制の場合も3回実施し、検査も3回実施し評価する。

項目	実施日	判定	指導助言事項
大掃除の実施 (記録簿等により調べる)	1回目(7月22日)	○	廊下取り手、廊下拭き
	2回目(12月26日)	○	廊下取り手、廊下拭き
	3回目()	○	側溝のつまりやグラウンドの水はけについて調査し記載
雨水の排水	10月14日	○	雨天時に側溝の排水、グラウンドの水はけ状況を確認。側溝のつまりや水はけの悪い状況は確認した。
排水の施設・設備	10月14日	○	合併浄化槽施設、排水処理設備、点検・水質検査の実施を確認。

判定: ○

合併浄化槽が設置されている場合は、施設設備の管理状況、業者による点検、水質検査結果について確認する。
排水先が下水道である場合は、つまりやにおいて異常がなければ問題なし。

23

ねずみ・衛生害虫等の記録 注意事項

第7章 ネズミ・衛生害虫等定期及び臨時検査票

令和4年度 学校名 小学校

(定期) ネズミ・衛生害虫等 調査日 令和4年7月14日(木)

(臨時) 調査者 職員 山田雅英

ねずみ、衛生害虫の出現の有無を現地確認や聞き取りにより確認する。

検査項目	判定	指導助言事項
(1) ネズミ		廊下取り手、コバエ、ゴキブリの出現を確認した。 ゴキブリは粘着式捕獲器を設置し、確認した場所を即対応している。
ア ネズミの穴、糞、毛等の有無	有(無)	
イ ネズミの足跡の有無	有(無)	
ウ 食害の有無	有(無)	
(2) 衛生害虫等		
ア ハエ	有(無)	
イ チョウバエ	有(無)	
ウ 蚊	有(無)	
エ コバブリ	有(無)	
オ 樹木等の害虫	有(無)	

指導・助言欄の記入

(令和3年4月1日改訂)

24

飲料水の施設・設備検査の記録 注意事項

管理者名は校長名を記入

簡易専用水道であれば年1回の清掃、点検、登録検査機関による検査は必須

公共水道であれば1または2

検査当日の水質を確認

受水槽の有効容量10m³を超えると簡易専用水道に該当、それ以下は小規模貯水槽水道に該当

施設設備について必要な指導・助言の記入

記録の保管期間は、定期検査が5年、日常点検は3年分保管されていることを確認

プールの施設・設備検査の記録 注意事項

管理者名は校長名を記入

検査当日の水質を確認

施設設備について必要な指導・助言の記入

記録の記載方法のポイント

- ・**定期検査**では、学校薬剤師が検査結果について基準を満足しているかどうか評価し、基準を満足していない状況があれば**必要な指導・助言**を行い、その旨を指導助言欄に記載する。記録として5年間確実に学校で保管しておく必要がある。
- ・記録様式については、最新版を使用する。岐阜県教育委員会のHPより最新版のダウンロードが可能。
- ・記録には、**測定時の状況**がわかるよう記載しておく必要がある。
 教室の空気の測定では、換気(窓開け)の状況、エアコン等の稼働状況について
 照度測定では、カーテンの使用状況、タブレット使用時であればその状況について
 騒音測定であれば、校内、郊外の騒音源について

実地審査時に学校から出された質問

- <質問>
- ・外壁の塗装工事をした場合、影響がありそうな教室等で有機塩素化合物の臨時検査は必要でしょうか。
- <回答>
- ・学校環境衛生管理マニュアル(平成30年度改訂版)p.168にある通り、外壁の塗装工事の場合も揮発性有機化合物の**臨時検査は必要**です。工事後、3週間程度たったのち、できれば室内と屋外の二か所で検査を行って下さい。
 - ※屋外の測定方法は、厚生労働省「シックハウス(室内空気汚染)問題に関する検討会」の「室内空気中化学物質の採取方法と測定方法」を参照。(屋外は、壁から2~5m離れたところで30分間の測定(アクティブ法)を2回実施。)
 - ・工事中は、業者の管理範囲になります。工事完了後、引き渡し時の検査で基準値内であることを確認しておくのがよい。

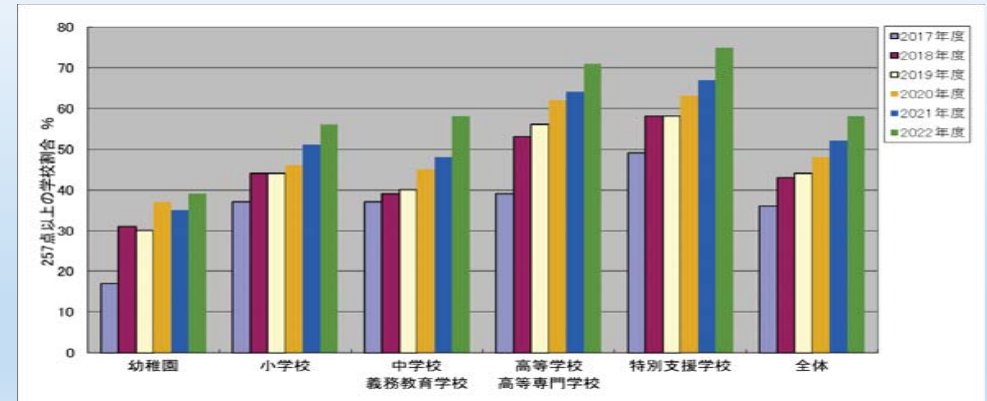
優秀活動校シールの配布

- ・学校環境衛生活動調査（WEB調査）において**必須項目で90%以上**（285点満点で257点以上）の得点を取得している学校に担当の学校薬剤師を通じて配布している。
- ・毎年のシール取得が子供たちの環境衛生活動の励みとなる。



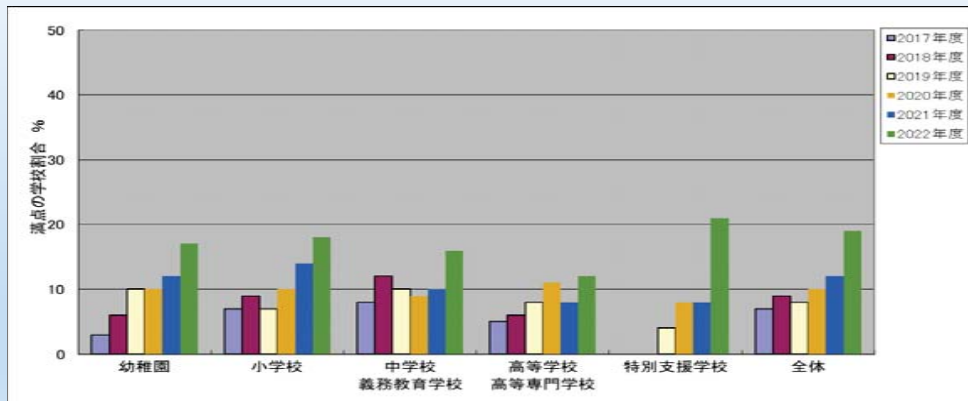
29

優秀活動校シールの発行状況



30

WEB調査必須項目の満点の学校



31

ご清聴ありがとうございました。

皆様の益々のご活躍を祈念いたします。

32